

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「株主の皆様」、「お客様」、「従業員」等の利害関係者がそれぞれ公正な利益を得ることが企業価値の向上並びに企業の健全な成長のためには必要不可欠と考えております。株主の皆様より提供された資本を安全に正しく有効に活用し、食を通じてお客様に喜ばれ、満足していただくことで収益を得ていくことを基本理念としております。

企業の成長を維持していくために、当社は関係者に理解を得られる透明性の高い、健全かつ信頼性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を重要課題と考えております。激しく変化する経営環境に対処し、経営の効率化、意思決定の迅速化や、監督機能を強化した組織体制を目指し、諸施策に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社コロワイド	127,152,100	75.47
鈴木 栄一	1,109,606	0.66
株式会社東和銀行	589,800	0.35
株式会社足利銀行	500,988	0.30
株式会社栃木銀行	391,500	0.23
井上 ヒロ子	374,938	0.22
太陽実業株式会社	241,800	0.14
株式会社大垣共立銀行	225,750	0.13
アトム取引先持株会	221,534	0.13
株式会社北陸銀行	187,300	0.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	株式会社コロワイド(上場:東京)(コード)7616
--------	---------------------------

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である株式会社コロワイドを中核としたコロワイドグループに属しており、同社は、当社の株式127,152千株(議決権比率75.7%)

を所有しております。

株式会社コロワイドグループは、直営飲食店チェーン、FC事業の多店舗展開、カラオケハウスチェーン、各種食料品及び製造・加工品等の提供等の事業を営んでおり、当社は直営飲食店チェーン事業、FC事業の多店舗展開事業、カラオケハウスチェーン事業の一部を担当しております。当社の事業は同社の主力事業と重複しており、相互協力体制にあります。

当社と同社グループとの関係につきましては、独立性を保つことを基本としております。コロワイドグループ内の取引につきましてもこれに基づき、市価を基準として公正に行うことを方針としております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査役会を中心に相互の監査結果の情報交換を随時行っており、当社の業務執行状況及び管理会計業務の把握と監視を行っております。  
内部監査室は監査役との協力関係の下、各種規程に基づき、法令遵守、業務執行の健全性を含めて管理面の監査、指導を行い、監査役及び取締役への報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
豊田裕之	他の会社の出身者									○
加納敏孝	公認会計士					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
豊田裕之	○	—	当社の業務運用の適法性、公正性の監査、指導を仰ぐため。
加納敏孝		有限会社真栄ビジネス 代表取締役	公認会計士として、当社の会計上の会計指

導、助言を仰ぐため。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

今後の取締役へのインセンティブ付与に関する施策は改めて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個人別の役員報酬の開示については1億円を超えるものについて義務化されているものであり、当社では1億円を超えるものがないため個人別は開示致しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、監査役とともに当社の業務執行状況等に関して適法性、妥当性の監査を行い、監査役会および取締役会における助言と指導を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

平成23年6月13日現在の取締役会は取締役6名で構成され、月1回以上開催し、会社の経営方針、法令事項等、経営に関する重要事項の意思決定および業務遂行状況の管理がなされています。

業務運営につきましては、円滑な運営を行うための組織体制の確立および整備に努め、責任体制を明確にしております。業務に関する重要な事項等は、営業会議および店長会議を通して事業状況の把握と分析、組織全体での情報の共有を行い、適切な運営に努めております。

監査体制につきましては、平成23年6月13日現在において内部監査室7名が監査役との協力関係の下、各種規程に基づき、法令遵守、業務執行の健全性も含めて管理面の監査指導を行っております。内部監査室は各店舗を巡回し、業務執行の状況を把握し、指導を行い、監査役および取締役への報告を行っております。

監査役は、常勤監査役を中心に、監査法人および顧問弁護士との連携の下、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高山勉、岡野英生および河合宏幸の3名であり、いずれも有限責任あずさ監査法人に所属しております。会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、会計士補2名、その他11名となっております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外取締役は選任していませんが、監査役(4名、うち社外監査役2名)は取締役会など重要な会議に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取し意見を述べるとともに、取締役の職務の遂行について適法性および妥当性の観点から監査を行っております。

社外監査役の監査により、継続的な社外からのチェックを受けており、経営監視機能の客観性および中立性確保の体制は十分であると考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成23年6月開催の第40回定時株主総会につきましては、集中日を回避し、6月13日に開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算期(第2四半期)、決算期に説明会を行い、当社事業の内容、展開等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信および月次売上等の近況報告ならびに適時開示文書の掲載等を行っております。	
その他	名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」へ、過去12年間にわたり毎年出展しており、アナリストおよび一般投資家の皆様への企業説明を行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は社是・モットー並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の基本方針とすることを徹底する。  
代表取締役は、取締役管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。  
監査役および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。  
また、当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要は是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に取締役管理本部長を任命する。取締役の職務に係る情報の保存および管理は、文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
代表取締役は、取締役管理本部長をリスク管理に関する統括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。組織横断的リスク状況の監視および全社対応は管理本部が行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は、取締役管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
企業集団において当社の社是、経営理念、行動規範に基づいた倫理・法令遵守、定款遵守の周知徹底をし、コンプライアンスに対する知識の習得、意識の向上を促進するための研修・教育体制の支援を行う。  
当社の「リスク管理規程」に基づき子会社毎の固有なリスク管理を行うための規定等の整備の支援を行い、企業集団におけるリスク管理体制および危機管理体制の準備を行う。  
当社内部監査室による定期的な監査の実施および当社監査役が子会社の監査役と定期的な情報交換を行い、企業集団における業務の適正の確保を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。  
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役および使用人に説明を求めるとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを全ての取締役および使用人が深く認識し、その被害防止に向けて体制の整備を行うものとする。  
社内の体制としては、反社会的勢力排除に関する統括部署を定め、所轄警察、弁護士と緊密な連携をとり、常に情報の収集を行うものとする。社内教育にも積極的に取り組むものとする。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

#### 該当項目に関する補足説明

株式会社コロワイドは、当社の発行済株式の内76.9%を保有しており、当社の親会社であります。同社及び同社グループ会社は、当社と業務面で協力体制にあり、当社の株式の安定保有を基本方針としております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項